企業立地優遇制度

企業立地優遇制度(企業立地奨励金・雇用奨励金)とは、

この制度は、町内に事業所を立地する企業者に対し、情報提供等の支援を行うことにより町内への企業立地を促進し、産業の振興と住民の雇用の拡大を図ることを目的としています。

■利府町企業立地促進制度

対象業種 日本標準産業分類で分類された業種のうち次に掲げるもの

日午小千年末分別で分別では、「日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	
一 大分類 一	一 中分類 一
① E 製造業	すべて
②G 情報通信業	すべて
③ H 運輸業、郵便業	道路貨物運送業
	倉庫業
	運輸に附帯するサービス業(こん
	包業に限る)
④ L 学術研究、専門・	学術 • 開発研究機関
技術サービス業	
⑤R サービス業	自動車整備業
(他に分類されない	機械等修理業(機械修理業に限
もの)	る)

対象企業者

- ①町内に事業所を新設*1、移設*2または増設*3する企業者。
- ②家屋の取得費又は投下固定資産**4のどちらか低い額が 5,000 万円以上。
- ③土地の取得費又は投下固定資産**4のどちらか低い額が 5,000 万円以上、かつ面積が 3,000 平方メートル以上。
- ※1 町内に事業所を有しない企業者が、新たに町内に事業所を設置すること。
- **2 町内に事業所を有する企業者が、該当事務所を町内の他の場所に移転すること。
- ※3 町内に事業所を有する企業者が、新たに当該事業所と同一業種の事業所 を町内に設置する場合。または現存する事業所を解体し、新たに事業 所を同一敷地内に建設して、生産能力及び生産面積が共に拡大すると 認められる場合。(単なる建物の増改築、敷地の拡張、機械設備の追加 または更新する場合を除く。)

※4 町の固定資産課税台帳に登録された課税標準額。

奨励金の種類 企業立地奨励金

- ・指定企業者^{※5}の家屋及び土地^{※6}に対する固定資産税に相当 する額を事業開始日以後、最初に固定資産税を課せられる こととなる年度から3年間交付する。
- ・交付対象期間の総額で1億円を限度。
- ※5 町の指定を受けた企業者。
- ※6 操業開始前、5年以内に取得したものに限る。

雇用奨励金

- ・指定企業者が新設した事業所の事業開始日の6ヶ月前から 事業開始日から起算して1年を経過する日までの間に、新 規常用雇用者**⁷を3人以上雇用し、雇用した日から1年以 上引き続き雇用した場合、新規常用雇用者の数に10万円を 乗じた額を交付する。
- ・交付は1回限り、1,000万円を限度。
- **7 新たに雇用された者又は転入常用雇用者で町内に住所を有する者で、引き続き1年以上雇用される常用雇用者をいう。

便宜の供与

- ①情報及び資料の提供
- ②用地の斡旋
- ③従業員の確保に関する協力
- ④環境整備に関する協力
- ⑤町長が必要と認める事項
- ※ 詳細については、利府町企業立地促進要綱・利府町企業立地促進基準を参照
- ※ 申請様式等 ダウンロード

一 お問い合わせ 一 経済産業部商工観光課

TEL 022-767-2120

FAX 022-767-2107

E-mail syoukou@rifu-cho.com